

合意書

荒川区町屋六丁目 1630 番地 4 家屋番号 1630 番 4 の 1 建物所有者 [REDACTED] (以下【甲】という)
と荒川区町屋六丁目 1680 番地 家屋番号 1680 番 10 建物所有者 [REDACTED] (以下【乙】という)
とは下記の通り合意しました。

記

- 第1条 民法第 234 条においては、建物の壁面から隣地境界線までの距離を 50 cm 以上確保することが義務付けられておりますが、現状甲乙の建物は甲丙の境界線より 50 cm 以上離れていない事を確認します。
- 第2条 将来、甲乙がそれぞれの土地で建物を建築する際、甲乙は境界線上から建物の壁面の距離を 30 cm 確保すれば甲乙は異議を唱えず容認するものとします。
- 第3条 甲乙は、建物の建築工事及び修繕工事の時にそれぞれの敷地内に立ち入ることを互いに承諾するものとし、その際は足場等が隣地内に設置する事も互いに承諾するものとします。
但し、工事前にはその旨を甲もしくは乙に申し入れをし、双方了承の上設置するものとします。
- 第4条 本合意書の内容は、甲乙何れも将来第三者に当該不動産を譲渡する場合も有効とし、その場合新たな所有者にこの内容を承継するものとします。

以上、合意成立を証するためこの覚書 2 通を作成し、甲乙署(記)名押印のうえ、各 1 通を保有します。

令和 6 年 4 月 25 日

甲：住 所

氏 名

乙：住 所

氏 名

不動産の表示

甲：所有建物 所在：荒川区町屋六丁目 1630 番地 4 家屋番号：1630 番 4 の 1

乙：所有建物 所在：荒川区町屋六丁目 1680 番地 10 家屋番号：1680 番 10

合意書

荒川区町屋六丁目 1630 番地 7、1630 番地 2 家屋番号 1630 番 7 の 1 建物所有者 [REDACTED]
[REDACTED] (以下【甲】という) と荒川区町屋六丁目 1630 番地 6 家屋番号 1630 番 6 の 2 建物所有者
[REDACTED] (以下【乙】という) とは下記の通り合意しました。

記

- 第1条 民法第 234 条においては、建物の壁面から隣地境界線までの距離を 50 cm 以上確保することが義務付けられておりますが、現状甲乙の建物は甲丙の境界線より 50 cm 以上離れていない事を確認します。
- 第2条 将来、甲乙がそれぞれの土地で建物を建築する際、甲乙は境界線上から建物の壁面の距離を 30 cm 確保すれば甲乙は異議を唱えず容認するものとします。
- 第3条 甲乙は、建物の建築工事及び修繕工事の時にそれぞれの敷地内に立ち入ることを互いに承諾するものとし、その際は足場等が隣地内に設置する事も互いに承諾するものとします。
但し、工事前にはその旨を甲もしくは乙に申し入れをし、双方了承の上設置するものとします。
- 第4条 本合意書の内容は、甲乙何れも将来第三者に当該不動産を譲渡する場合も有効とし、その場合新たな所有者にこの内容を承継するものとします。

以上、合意成立を証するためこの覚書 2 通を作成し、甲乙署(記)名押印のうえ、各 1 通を保有します。

令和 6 年 5 月 28 日

甲：住所

氏名

乙：住所

氏名

不動産の表示

甲：所有建物 所在：荒川区町屋六丁目 1630 番地 7、1630 番地 2 家屋番号：1630 番 7 の 1

乙：所有建物 所在：荒川区町屋六丁目 1630 番地 6 家屋番号：1630 番 6 の 2

覚 書

■■■■ (以下「甲」という) と ■■■■ (以下「乙」という) は、末尾表示不動産の境界上に存する構築物等に関し、下記の通り確認した。

第1条 甲および乙は、末尾表示不動産の境界上に、ダンパー (以下、「構築物」という) が存在していることを確認した。

第2条 甲は、前条の構築物について乙が乙の責任と負担において撤去等行うことを申し出た場合には、これを了承するものとする。

第3条 甲および乙は、境界付近に新たな構築物等を設ける場合には、境界線を遵守し、互いに越境させないようにする。

第4条 甲および乙は、末尾表示不動産を第三者に譲渡する場合には、本書の権利・義務を承継させるものとする。

以上、確約の証として本書を2通作成し、各々1通を保有するものとする。

不動産の表示

【甲の所有する土地】 荒川区町屋六丁目1630番7、1630番2

【乙の所有する土地】 荒川区町屋六丁目1630番6

26年 9月 4日

甲 住所

氏名

乙 住所

氏名